

伊勢崎市監査委員告示第2号

監査結果に係る措置について

令和8年2月4日付伊勢崎市監査委員告示第1号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年3月17日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	長	沼	宏泰

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 市民部多文化共生課

No	監 査 結 果 (指摘改善)	措 置 状 況
1	<p>歳入関係において、条例で定める使用料の収納額に誤りがあった。</p> <p>収納事務にあたっては、条例等を常に確認するとともに、関係書類の十分な精査と合わせて、チェック体制の改善を強く望むものである。</p>	<p>国際友好会館の使用料の徴収誤りについては、納入者に対し事情を説明の上、差額分を追加徴収しました。</p> <p>再発防止策として、国際友好会館利用許可受付時のマニュアルを作成し、これを活用して課内で相互確認を行う体制を整備しました。併せて、使用料徴収時には複数名による納入金額の確認を行うこととし、チェック体制の強化及び適正な事務処理の徹底を図りました。</p>

\* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。